

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	平成31年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	85,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,092,219

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業		
		特 定 財 源			一 般 財 源				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他			
社 会 福 祉	社会福祉費	231,574	165,968			18,022	47,584	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業	
	老人福祉費	7,561			1,434	588	5,539	老人保護措置事業、外出支援事業	
	児童福祉費	555,864	367,682			8,704	43,260	136,218	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	794,999	533,650	0	10,138	61,870	189,341		
社 会 保 険	介護保険事業	176,622	1,438			13,745	161,439	介護保険事業特別会計繰出金	
	国民健康保険事業	114,945	56,454			8,945	49,546	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	小 計	291,567	57,892	0	0	22,690	210,985		
保 健 衛 生	保健衛生費	5,653	360		776	440	4,077	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業	
	小 計	5,653				440	5,213		
合 計		1,092,219	591,542	0	10,138	85,000	405,539		

※一般職人件費・一般事務費は除く。